

令和 7 年度 研修動画を軸とした不妊治療と仕事の両立に関する 普及啓発事業 仕様書

1 事業名

令和 7 年度研修動画を軸とした不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発事業

2 事業目的

兵庫県では、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進、多様で柔軟な働き方による、誰もが働きやすい職場環境づくりの一環として、「不妊治療と仕事の両立」に関する支援を推進している。県民が安心して不妊治療を受けられる社会の実現に向けて、全国初の「不妊症等に関する支援推進条例」（令和 7 年 7 月 1 日施行）を制定し、仕事と不妊治療の両立支援の推進を重要テーマと定め、不妊症等に関する理解の促進、支援に係る環境整備に取り組んでいる。

近年、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあるが、仕事と治療の日程調整の難しさや精神面での負担、職場環境などの原因により、両立が困難となり退職や転職、もしくは治療を諦めるなどの実態がある。一因として、経営者、従業員ともに不妊治療の実態や配慮の方法の知識が乏しいことなどから、企業内の支援制度の導入や利用が進まないことが考えられる。

そこで、本事業において企業の規模に関わらず、企業がいつでも閲覧、活用できる研修動画を作成・広報を行うことで、県内企業への普及啓発、上司や同僚など職場での「不妊治療と仕事の両立」に関する理解を促進するとともに、通院に必要な時に取得できる休暇、フレックスタイム等の制度導入、相談窓口の設置、上司等に相談しやすい職場環境づくりなど、不妊治療支援の取組を行う企業の増加を目指す。

3 事業期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託料

金 650 万円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 業務内容

本業務の目的達成に向け、研修動画の作成及び同動画を用いて県内企業に普及するための広報戦略を策定すること。合わせて、戦略に沿った広報手法を提案の上、委託者と協議し実行すること。

なお、具体的な広報手法については、11 月または 12 月上旬に開催予定のフォーラムでの広報活動や、その他媒体活用やメディアに取り上げられる工夫等、普及効果を最大化する手法を提案・実行すること。

(1) 研修動画の作成

企業への普及を進める上で必要な広報手法や活用場面を想定し、最適な動画を作成すること。なお、参考として、下記動画例を挙げるが、その他動画構成の提案を妨げるものではない。

※動画作成例

(ア) 企業向け動画を計6本程度（企業訪問支援、企業内研修で活用を想定）

①企業向け普及啓発 1本

②事業者、人事労務管理者向けの取組方法 3本

③従業員向け研修 2本

(イ) 各動画は5分程度

(ウ) 内 容

	項 目	対 象	内 容
1	企業向け普及啓発	事業主、人事・労務管理者	【企業向け普及啓発編】 ・不妊治療の基本的知識や現状 ・不妊治療と仕事の両立に取り組む必要性
2	事業者、人事労務管理者向け取組方法	事業主、人事・労務管理者	① 【制度整備編】 （事前に職場環境を整える） ・不妊治療と仕事の両立支援を、ワーク・ライフ・バランスや人的資本の一環として整備する必要性 ・継続的な人材確保と職場づくりの視点からの制度化 ・取組のステップ ・取組のポイント ・コミュニケーションツールの例として「不妊治療連絡カード」の紹介、活用 ・企業の事例紹介（休暇、フレックスタイム等、柔軟な働き方につながる制度設計、相談窓口の設置、話しやすい職場環境づくり 等）
		事業主・管理職	② 【気運醸成編】 （マネジメントの立場で必要なこと） ・具体的な対応方針を決定 ・部下との信頼関係を築くための理解と行動 ・円滑な組織運営のため当事者に伝えるべき必要事項と適切な伝え方
		人事・労務管理者	③ 【対応実践編】 （対象者が現れた時の対応） ・従業員への「最初の適切な対応」 ・具体的な行動指針
3	従業員向け研修	従業員	① 【従業員向け研修編①】 （周りの理解と配慮） ・当事者への心づかい ・理解を促す基礎知識（治療の限定時期、不妊治療特

			有の急で頻回な通院、スケジュール等) ・話しやすい職場環境 ・誰もが安心して働ける職場風土づくり ・仕事の情報共有方法
		従業員（当事者）	② 【従業員向け研修編②】（当事者としての行動） ・当事者特有の課題 ・希望する働き方 ・職場への伝え方 ・関係者での話し合い ・両立実現のための戦略 ・早めの情報収集 ・治療を続けるために大切なポイント（働き方に合った病院選び等） ・日頃からしておくべき仕事の共有方法や工夫（周りの協力を得るための自分の仕事の見える化等） ・体験者のエピソード（NPO 法人 Fine の協力等）

（エ）動画は企業への個別支援や社内研修で活用する。その他普及啓発に効果的
と考える広報手法を活用場面や活用方法と合わせて提案すること。

（オ）訴求効果が見込まれる場合は、字幕や人物起用（当事者へのインタビュー
等）及びナレーションの有無についても提案を行うこと。ただし、人物起用
を行う場合は委託料の中で対応すること。

（カ）作成した動画を県ホームページなどに掲載することを想定しているため、
そこで用いるサムネ画像も作成すること。動画内の一場面を用いることを妨
げるものではない。

（２） 動画活用マニュアルの作成

今後企業に対して５（１）で作成した動画の自主的な活用を促すため、動画の
活用方法や活用場面を記載したマニュアルを作成・納品すること。

（３） 広報戦略の提案・実行

５（１）で作成した動画を軸とした県内企業への普及啓発にかかる、効果的な広
報戦略を策定し、必要な広報手法を用いて実行すること。提案にあたっては、
動画の活用方法及び提案手法が効果的と考える根拠を明示すること。

※セミナー、チラシ配布での広報は、別事業で実施するため不要。

（４） 不妊治療と仕事の両立フォーラムを活用した広報提案

広報手法の一環として、１１月または１２月上旬開催予定のフォーラムを題材
とした情報発信を行うこと。一例として参加者レビュー記事の HP 掲載や SNS
での発信等、参加の有無に関わらず県内企業に向けて効果的な手法を提案す
ること。

※フォーラム集客のための広報及び運営は本業務の範囲外
(集客のためのチラシ配布、SNS での発信等)

＜フォーラム内容＞

企業表彰式、不妊治療と仕事の両立に関する内容を含んだ基調講演、ディスカッション等 (未定)

＜フォーラム参加予定＞

県内企業経営者、人事労務管理者、経済団体等 約 150 名

6 報告書作成・成果物の提出

本事業での制作物一式 (電子データ及び紙での提出)

7 動画制作・納品における留意点

- (1) 取材撮影を行う場合は撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- (2) 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。
- (3) 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- (4) BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- (5) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- (6) それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- (7) 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- (8) 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- (9) 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (10) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (11) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- (12) 納品は、以下の2形態にて最適な解像度でおこなうこと。
 - ① DVD・Blu-ray disc 納品各2セット
 - ② 動画データの納品1セット

- (1 3) (1 2) ①の納品は、プレイヤーによる再生可能な形式にて、メニュー画面を用意し、チャプター等で再生時に選択可能な機能を有したものとする。
- (1 4) 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。
- (1 5) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (1 6) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (1 7) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

8 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果物の利用（二次利用）

業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提

供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取り扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他

- ① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。